



医療スタッフのページ

院外処方への取り組みについて

薬剤部部長 水谷 義勝

はじめに

医薬分業とは、病院が外来患者さまに院外処方せんを発行し、近所のかかりつけ薬局（調剤薬局）で薬をもらうシステムのことです。厚生労働省の勧めにより、現在では全国の病院が発行する処方せんの半分以上がこの形になっています。

その調剤薬局では、患者さまが服用中の薬をすべて把握していますので、適切な使い方の指導を受けることができます。さらに、他病院の薬、一般大衆薬、健康食品等との重複・飲合せのチェックが可能になる等、薬物療法の安全性を高めるメリットがあります。

当院の現状

当院の周辺には調剤薬局の数が少なく、すべての外来処方をいきなり院外にすると患者さまにご迷惑をおかけすることから、4年前より一部（20～60歳）の患者さまを対象に院外処方せんを発行しています。しかし、今後は徐々に拡大して、近年中にはすべてを院外処方とする

予定になっています。現在でも院外処方にご協力いただける場合は、年齢によらず院外処方とすることが可能ですので、外来受診時に診察室でお申し出下さい。

当院のお薬渡し口では、近隣の調剤薬局の地図や案内を用意しておりますので、お気軽にご相談下さい。

FAXコーナー

当院では、外来棟の総合案内窓口にFAXコーナーがあり、院外処方を調剤薬局にFAXを送ることができます。調剤薬局での待ち時間が短縮される場合もありますのでご利用下さい。

あわりに

院外処方を発行することにより、院内でのお薬の待ち時間はなくなります。また、それまで外来処方の調剤に追われていた病院の薬剤師は、入院患者さまへのサービスをさらに充実させることができます。以上、ご理解の上、ご協力のほど宜しくお願ひ致します。

